

認知症について・・・

こんな考え方を持っていませんか？

- 私には関係ない
- 何もわからなくなる
- 知られたくない、周りも困ると思う
- 家で暮らせなくなる



このような、これまでの考え方から、
「**新しい認知症観**」への転換が
始まっています。 *switch!*

新しい認知症観とは・・・

認知症になってからも、
一人一人が個人として
できること・やりたいことがある

住み慣れた地域で
仲間とつながりながら、
希望をもって自分らしく
暮らし続けることができる

泉南市では、この「新しい認知症観」に立
ち、認知症のあるご本人、ご家族、地域の方、
医療・介護従事者の方、事業者の方など
の声をもとに本条例を策定しました。

認知症の相談窓口

高齢者とその家族のための総合相談窓口

泉南市地域包括支援センター

国道26号より山側
(幡代を除く)に
お住まいの方

むつお さと
六尾の郷
泉南市信達金熊寺130番地
☎072-484-8668

国道26号より海側と
幡代に
お住まいの方

なでしこりんくう
泉南市りんくう南浜3番地の7
☎072-485-2882

条例・リーフレットの内容 についての問合せ先

泉南市長寿社会推進課

泉南市樽井一丁目1番1号

☎072-483-8254

✉kaigo@city.sennan.lg.jp

泉南市ウェブサイトで
認知症に関する取り組み
を紹介しています



共に歩んでいく 思いやりのまち 泉南市 認知症条例

認知症があってもなくても
誰もが安心して自分らしく
希望をもって
暮らせるまちへ

全文はこちら
(泉南市ウェブ
サイト)



発行日 令和8年(2026年)6月

泉南市

条例がめざすもの

認知症の人と家族の思いが尊重される

誰もが生きがいを持って安心して自分らしく暮らせる活力あるまちの実現

4つの基本理念

- 1 認知症の有無にかかわらず、地域社会の一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。
- 2 本人及び家族等の声を尊重したものであること。
- 3 認知症に関する知識及び個々の本人についての理解を深めるものであること。
- 4 本人と共に、本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り除いていくものであること。

条例の全体像

市の責務

- ・ 本人・家族の生活状況や希望を聴き、継続的に事業内容の検討を行います。
- ・ 本人・家族などと対話する機会を持ち、相談窓口の設置・普及を行います。
- ・ 本人の生活に関わる行政部署間で情報共有し、課題解決に努めます。
- ・ 学校等と連携し、子どもたちが認知症に関する理解を深める機会を作ります。
- ・ 認知症施策を見直しながら進めていきます。

市民等の役割

本人・家族も含まれます。

- ・ 認知症に関する知識と本人への理解を深めましょう
- ・ 認知症を身近なこと、自分事と捉えましょう
- ・ 本人が孤立しない地域をつくりましょう
- ・ 自身の希望や思いを伝え、認知症になっても生きがいをもって暮らせるまちづくりに参加しましょう

事業者の役割

- ・ 雇用する人が、認知症に対する知識を持ち、本人の尊厳を大切にした対応ができるようにします。
- ・ 本人において障壁となるものを取り除く努力をします。
- ・ 雇用する人やその家族が認知症になっても、働き続けられるように配慮します。
- ・ 必要な場合は市、その他へ相談しながら取り組みます。

医療・介護従事者の役割

- ・ 一人一人に寄り添った支援方法を考えます。
- ・ 第三者の価値観でなく、本人の意向を尊重します。
- ・ 認知症に関する相談に応じ、支援できるよう努めます。

地域の連携・協働

- ・ 本人及び家族等にとって必要な支援が提供される
- ・ 安心して外出できる地域づくり
- ・ 認知症に関する知識、本人への理解について繰り返し学び直すことができる機会の創出。
- ・ 本人の思いや人生経験を尊重し、本人の個性・能力を活かして、人と人のつながりをつくる。

子どもと関わる者の役割

- ・ 認知症のある人を家族にもつ子どもが孤立しないように、必要な支援を受けられるよう努めます。
- ・ 子どもが高齢者との交流を通じて認知症を学ぶ機会を作ります。